

「戸田市奨学資金条例の一部改正（案）」についての意見募集

戸田市奨学資金制度は、経済的な理由により修学困難な生徒・学生に対して、奨学資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的として、昭和40年に条例制定されました。

今般、制度の更なる充実を図るため、「戸田市奨学資金条例」の一部改正を検討しておりますので、下記により皆様の御意見を募集します。

記

1 意見募集期間

平成19年9月3日（月）から平成19年9月28日（金）まで

2 改正案の概要

市のホームページ (<http://www.city.toda.saitama.jp/>)、教育委員会総務課（市役所3階35番窓口）、市政情報室、各福祉センター及び笹目コミュニティセンターで御覧いただけます。

3 関係資料

別紙のとおりです。

4 意見の提出先

戸田市 教育委員会 総務課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話 048-441-1800（内線326）

Fax 048-443-9033

e-mail : kyo-somu@city.toda.saitama.jp

5 意見提出の際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、提出される方の住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。住所・氏名が明記されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

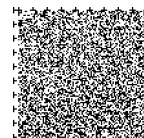
提出いただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。

7 問い合わせ

戸田市教育委員会 総務課

電話 048-441-1800（内線326）

以上



「戸田市奨学資金条例の一部改正（案）」の内容

〈改正の背景〉

昭和40年4月1日に施行された「戸田市奨学資金条例」は、経済的な理由により修学困難な生徒・学生に対して、奨学資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的としており、これまでの40数年間、大きな成果を挙げています。

しかしながら、時代背景も大きく変化している現在におきましては、制度に対して、市民の方や議会から様々なご意見をいただいています。

〈改正の理由と方向性〉

より多くの市民が「利用しやすい制度」に改正するため、本年5月、庁内に「戸田市奨学資金制度検討委員会」を設置し、①奨学生の資格（資格要件の緩和）、②貸与区分の適正化（高等専門学校の見直し）、③社会情勢や財源確保の観点（返還割合の見直し）等について検討し、「戸田市奨学資金条例」を一部改正することになりました。

〈主な改正内容〉

（1）奨学生（申請者）の資格要件の見直し

現行条例の「奨学金を受けようとする者は、市内に引き続き2年以上居住していること」に、「申請者が勉学のため一時的に市外に住所を有する場合は、この限りではない」を加え、申請者が一時的に市内に住民登録がない場合についても、申請が可能となります。

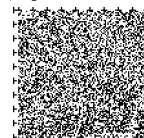
また、現行条例の奨学金貸与の取消し、停止要件である「市内に住所を有しなくなったとき」については、「ただし、勉学のため場合はこの限りではない」を加え、奨学生が勉学のために転出した場合については、引き続き奨学生として貸与を継続することが可能となります。

（2）貸与区分の見直し

現行条例では、高等専門学校の貸与の月額単価は、高等学校等の区分になっていますが、高等専門学校の第4学年及び第5学年については、短期大学相当とされるため、第4、第5学年の貸与の月額単価を大学等の区分に改正します。

（3）返還割合と返還期間の見直し

現行条例では、「貸与を受けた奨学金の総額の半額を卒業後6月据置き、5年の期間内において、毎月分割返還する」となっていますが、「貸与を受けた奨学金を卒業後6月据置き、10年の期間内において、毎月分割返還する」に改正します。



(4) 選考委員会委員の見直し

現行の条例では、選考委員会委員を(1) 副市長 (2) 議会議長 (3) 教育委員会委員長 (4) 教育委員会教育長 (5) 学識経験者2名で組織することになっていますが、奨学生決定の迅速化を図るため、(1) 教育部長 (2) 事務局次長 (3) 総務課長 (4) 学務課長 (5) 指導課長に改正します。

(5) 連帯保証人の資格要件の見直し

現行条例の「住民基本台帳に記録又は登録原票に登録されており、市内に引き続き2年以上居住している者(親権者を含む。)であること」に「ただし、市長が特に認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人として認めることができる」を加え、申請者の便宜を図ります。

(6) すでに奨学生として決定している方の取り扱いについて

この条例の施行以前に、すでに奨学生として奨学金の貸与を受けている方については、この条例の規定は適用されません。平成20年4月1日以降、新規の奨学生に決定された方からの適用となります。

(7) 文言の整理

字句の修正等を行います。

〈改正する時期〉

平成19年12月に開催される予定の定例市議会に提案します。

施行期日は、平成20年4月1日とします。

